入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 6 月 21 日

独立行政法人水産総合研究センター

西海区水産研究所長　谷津　明彦

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　42

1　調達内容

(1)　品目分類番号　24

(2)　購入等件名及び数量

自動観測ブイシステム　一式

(3)　調達件名の特質等　入札説明書による。

(4)　納入期限　平成 25 年２月６日

(5)　納入場所　入札説明書による。

(6)　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1)　独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程（平成 13 年４月１日付け 13 水研第 65 号）第 12 条第１項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。

(2)　平成 22・23・24 年度独立行政法人水産総合研究センター競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」又は「物品の製造契約」の業種「精密機器類」で、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であること。

(3)　独立行政法人水産総合研究センター理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務の提供等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒851-2213　長崎県長崎市多以良町 1551－８
独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所
業務管理課用度係　豊田尚徳
電話 095-860-1609　ＦＡＸ　095-850-7767

(2)　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記 3(1)の交付場所にて直接交付するほか、郵送等による配布希望者は、以下の申込書記入事項を記入の上、上記交付場所にＦＡＸにて申し込み（様式自由）を行うこと。ただし、ＦＡＸにて申し込みした場合は、着信確認を行うこと。また、郵送等に係る経費は配布希望者の負担とする。
申込書記載事項：当該購入等件名、会社名、代表者名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名

(3)　入札説明会の日時及び方法
下記の要領で、入札及び仕様説明を開催する。
①日時　平成 24 年７月９日 14 時 00 分
②場所　長崎県長崎市多以良町 1551－８
独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所中会議室

(4)　入札書の受領期限　平成 24 年８月 20 日 17 時 00 分

(5)　開札の日時及び場所
①日時　平成 24 年８月 27 日 14 時 00 分
②場所　長崎県長崎市多以良町 1551－８
独立行政法人水産総合研究センター
西海区水産研究所小会議室

4　その他

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨。

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除。

(3)　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　要。

(6) 落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無　無。
(8) 競争参加者は、入札の際に独立行政法人水産総合研究センターの資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
(9) 詳細は入札説明書による。

5　契約に係る情報の公表
(1)公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
①　当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等（※注１）として再就職していること
②　当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること（※注２）
※注１「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
※注２　総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
(2)公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
①　当センターの役員経験者及び課長相当以上経験者(当センターＯＢ)の人数、職名及び当センターにおける最終職名
②　当センターとの間の取引高
③　総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
④　一者応札又は一者応募である場合はその旨
(3)当センターに提供していただく情報
①　契約締結日時点で在職している当センターＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）
②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高
(4)公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（４月に締結した契約については原則として 93 日以内）

(5)その他

当センターホームページ（契約に関する情報）に「独立行政法人水産総合研究センターが行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当センターへの提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity:Akihiko Yatsu, Director-General, Seikai National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency

(2) Classification of the products to be procured: 24

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Automatic monitoring buoy system 1 unit

(4) Delivery period: 6 February 2013

(5) Delivery place: Seikai National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency

(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for Fisheries Research Agency,

② have Grade A or B or C or D “Sales” or “Manufacturing” in terms of the qualification for participating in tenders by Fisheries Research Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2010, 2011 and 2012.

(7) Time limit for tender: 17:00 20 August 2012.

(8) Contact point for the notice:Naonori Toyoda, Purchasing Subsection, Management Section, Seikai National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency, 1551-8, Taira-machi, Nagasaki city, Nagasaki, 851-2213, Japan. TEL 095-860-1609 ,FAX 095-850-7767

自動観測ブイシステム

調達仕様書

独立行政法人水産総合研究センター

西海区水産研究所

第１章　総　則

１．目的及び用途

本仕様書は、独立行政法人センター西海区水産研究所が調達する「自動観測ブイシステム」（以下、「本装置」という。）について規定する。

用途：本装置を八代海域に設置して、一定時間間隔で水質の鉛直連続観測および、流向流速ならびに風向風速の自動観測を行い、観測データを送受信する。このことにより、シャトネラ等の有害赤潮の発生状況を即時的に把握するとともに、赤潮の発生について数日から 1 週間程度の短期間の動態を予測する技術の開発に資する。

２．調達数量

一式

３．納入・設置場所

八代海南部海域（別途、協議する地点）（鹿児島県長島町獅子島北東海域を予定）

４．検査

本装置は、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所の検査職員による検査を受け、合格しなければならない。

５．その他

（１）本装置の輸送、設置・調整は、受注者側で行うこと。

（２）受注者は、平成 25 年２月６日までに納入、設置調整を行うこと。

（３）受注者は、本装置納入･設置後、試運転を行い正常に運転することを確認するとともに操作に従事する職員に対して充分な取扱説明を行うこと。

（４）受注者は本装置の完成図面及び取扱説明書を１部添付すること。

（５）本装置の保証期間は査収後１年間とする。

但し、係留索を除く浮体構造物としての保証期間は査収後３年間とする。

保証期間内に発生した構造上の欠陥による、破損、故障等は受注者の負担により速やかに補修・改造もしくは取り替えを行うこと。

但し、使用者による誤作動、天災、船の衝突等による不測の事故及び付着物による汚損に起因する場合はこの限りではない。

第２章　構　成

１．本装置の概要

本装置は、八代海の赤潮状況を把握するとともに、赤潮の短期動態予測に資するため、八代海北部海域において、多項目水質計を自動昇降する、自動昇降水質測定システム及び、表層から底層までの多層の流向流速及び海上の風向風速を定期的に自動観測し、データを送信する装置である。

２．本装置の構成

自動観測ブイシステム　　一式

機器構成

- 観測ブイ　一式
- 標識灯　一式
- 自動昇降装置　一式
- 観測機器
  - 多項目水質計　一式
  - 風向風速計　一式
  - 超音波式流向流速計　一式
- 計測制御装置　一式
- データ通信装置　一式
- 電源装置　一式

第３章　本装置の仕様

１．観測ブイ

（１）ブイ上部に自動昇降装置、風向風速計、標識灯及び太陽光発電装置を取り付けること。
（２）ブイ下部に超音波流向流速計を維持管理が容易となるように取り付けること。
（３）ブイ本体内部に蓄電池、計測制御装置、通信装置を収納すること。
（４）最大波高 4.9m、周期７秒の波浪条件に耐えること。
（５）最大水深 45mに設置可能なこと。
（６）３点浮体式係留方式であること。
（７）台風等の襲来に対して、係留索を外し、作業船で曳航して避難できる構造とすること。
（８）設置後年間１回の簡易な掃除で、３年以上外観を維持できること。
（９）円盤形ブイとし、ブイ上での機器の維持管理作業を考慮した構造とするとともに、ブイの直径を４ｍ以下とする。

２．標識灯

電源は太陽光発電装置、光源はＬＥＤとし、簡易標識として充分な光度を持つこと。

３．自動昇降装置

（１）多項目水質計を空中で待機させること。多項目水質計を計測制御装置の制御により自動的に降下させ、海面から海底直上まで連続的に測定した後に、自動で上昇させ、ブイ上の格納場所に格納すること。

（２）水質の鉛直観測層は、最小 0.1m間隔であること。

（３）観測頻度は最小 30 分間隔であること。

４．観測機器と観測項目

（１）多項目水質計

以下の観測項目と観測精度を有すること。また、クロロフィル濁度センサーを定期的に清掃できるワイパー等の装備を有すること。

①水　　深：０～100m（精度±0.3%ＦＳ）
②水　　温：－５～40℃（精度±0.01℃（０～35℃））
③塩　　分：０～40PSU(精度±0.01PSU)
④クロロフィル蛍光（ｳﾗﾆﾝ基準）：０～400ppb（精度±１%ＦＳ）
⑤濁度（ﾎﾙﾏｼﾞﾝ基準）：０～1000FTU（精度±２%ＦＳ）
⑥溶存酸素飽和度：０～200%（精度±２%ＦＳ）
燐光式溶存酸素センサを採用すること。

（２）風向風速計による観測項目

以下の観測項目と観測精度を有すること

風向・風速　：　海面上２～３ｍの範囲の１層
風向：０～360 度（精度±３度）（磁北基準）
風速：０～70m/sec（精度±0.3m/sec）

（３）流向流速計による観測項目

以下の観測項目と観測精度を有すること

流向・流速　：　水深 1.5mおよび３ｍから１ｍ間隔にて計 33 層まで
流向：０～360 度（精度±２度）（磁北基準）
流速：０～５m/sec（精度±1%±0.5cm/sec）

５．計測制御装置

（１）観測ブイ上の厳しい海象条件下で浸水等が無いこと。

（２）自動昇降水質測定装置へ電源を供給すること。

（３）多項目水質計からの信号を変換し、データ通信装置へデータを転送すること。

（４）２週間分の観測データをバックアップ出来る機能を有すること。

（５）設定された計測間隔及び計測層に基づき、自動昇降装置を自動的に制御すること。

また、その設定が変更可能であること。

（６）自動昇降機能により表層から連続的に降下させる間に 0.1 秒間隔でのデータを取得し 10cm 間隔のデータを平均処理すること。

（７）遠隔操作により自動昇降装置を動作させて自動観測が可能なこと。

（８）台風による荒天等の非常時に遠隔操作により観測停止及び観測再開が可能なこと。

６．データ通信装置

（１）観測ブイ上の厳しい海象条件下で浸水等が無いこと。

（２）携帯電話パケット通信方式と陸上通信回線（ADSL 回線、光回線など）を利用したメールによるデータ伝送方式により観測データを３カ所に同時送信出来ること。

（３）通信状態が正常な場合は観測後 15 分以内に観測データをメール形式により観測データ収集局に送信すること。

（４）遠隔操作により双方向通信を可能とすること。

７．電源装置

（１）観測ブイ上の厳しい海象条件下で浸水等が無いこと。

（２）太陽光発電方式とバッテリー（電池）方式を併用すること。

（３）1 週間日照がない状態でも各機器に必要な電源供給ができる機能を有すること。

８．納入・設置場所

八代海南部海域とするが、地元漁業団体、海上保安部等との協議の結果により設置場所を決定する。

９．その他

本仕様書に定めた以外の事項で、疑義が生じた場合は、両者協議により定める。

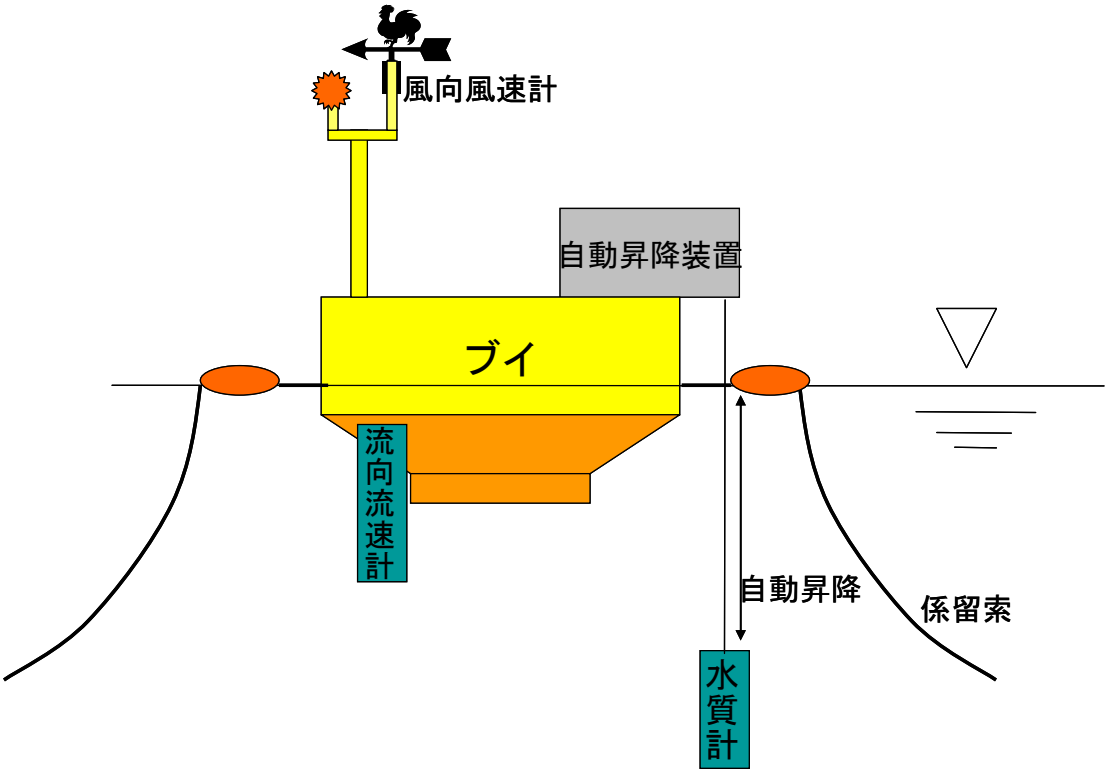

図1.「自動観測ブイシステム」の概要

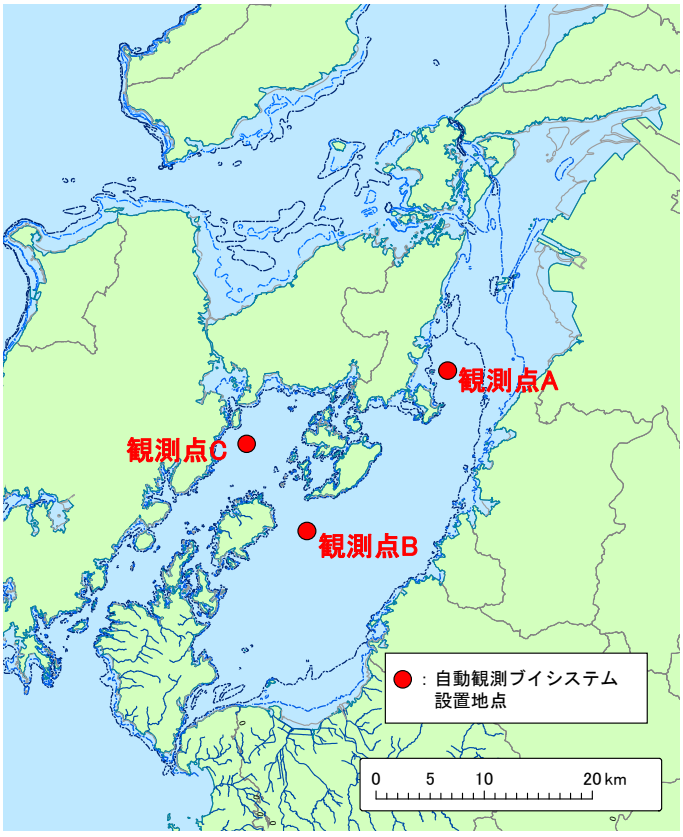

図2.「自動観測ブイシステム」の設置計画点（平成 24 年度は観測点Bに設置を計画）